

姫路市消防局

# はじめに

私たちの国に対する武力攻撃や大規模テロなどが起こったらどうすればよいのでしょうか？

こうした事態は、決してあってはならないことであり、起こさせないよう外交など平和への取り組みを行うことが重要です。しかし、絶対に起こらないとは言い切れないのが現実であり、そういう万が一の場合に備えて、平成16年9月に「国民保護法」が施行されました。

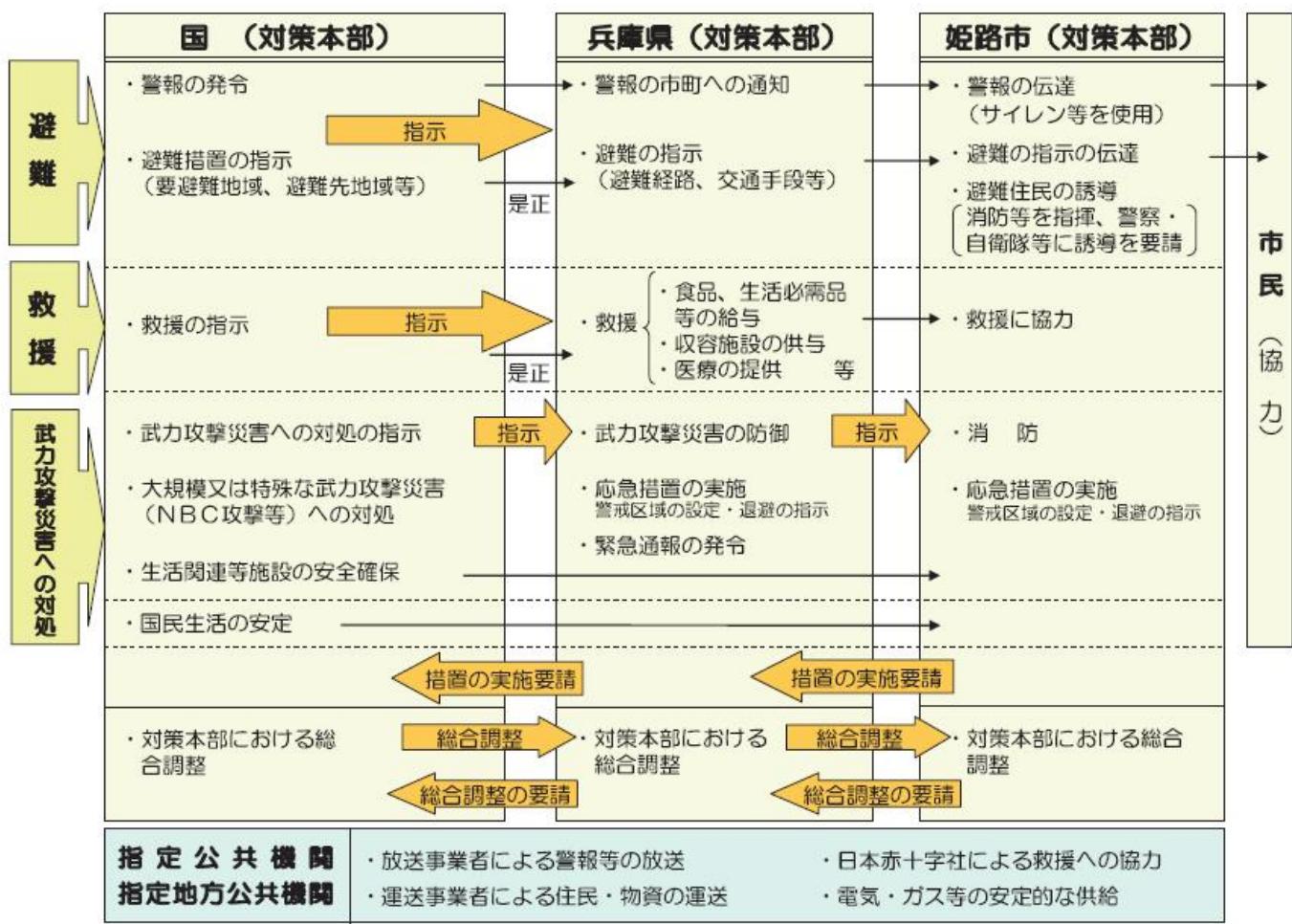
このパンフレットは、市民のみなさんに国民保護についての正しい知識を身に付けていただき、事態発生時に適切に行動していただくため、「国民保護とは何か」、武力攻撃や大規模テロなどに際して「みなさんがどのように行動すればよいか」などについてまとめたものです。

※国民保護法・・・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」

## 国民保護とは

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一こうした事態が発生した場合には、国や県、市などが連携協力して、全力を挙げて、市民の「避難」や「救援」、「武力攻撃災害への対処」などの国民の保護に関する措置（国民保護措置）を行います。

## 国民保護措置の仕組み

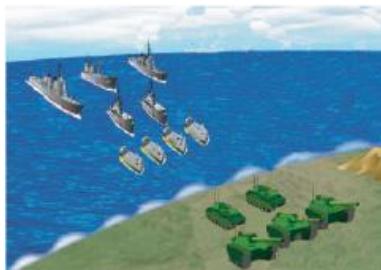


国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

# 国民保護が対象とする事態

## 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態



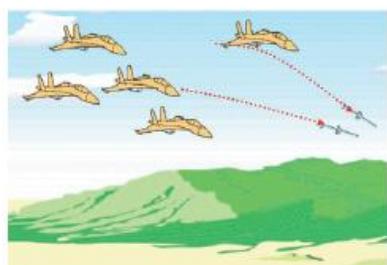
着上陸侵攻



弾道ミサイル攻撃



ゲリラ・特殊部隊による攻撃

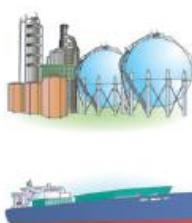


航空攻撃

## 緊急対処事態（大規模テロなど）

大規模テロなど武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態

### 攻撃対象施設による分類



危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

#### 事態例

- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破
- 危険物積載船への攻撃

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃

#### 事態例

- 大規模集客施設、ターミナル駅や列車の爆破



### 攻撃手段による分類



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

#### 事態例

- 放射性物質を混入させた爆弾などの爆発
- 生物剤や化学剤の大量散布

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等



#### 事態例

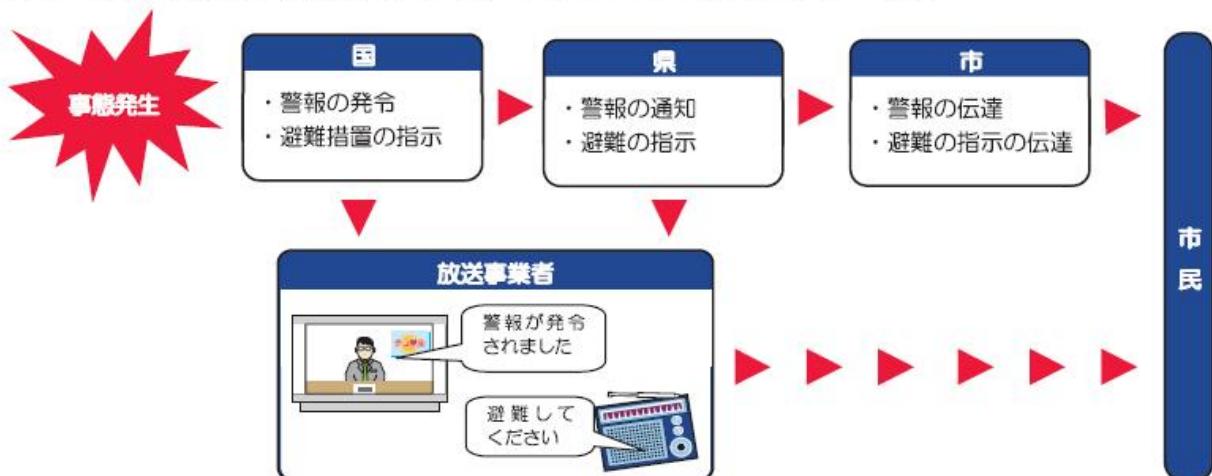
- 航空機などによる自爆テロ

# 国民保護措置の内容

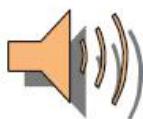
国や県、市などが行う「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」の仕組みは、次のようにになります。

## 避 難

- 国は、武力攻撃や大規模テロなどが迫った場合、その情報を把握し、警報を発令します。また、避難の必要があると認める場合は、避難措置の指示を県に行います。
- 県は、市や放送事業者に対して警報の通知や避難の指示を行います。
- 市では、サイレン等を使用して注意を呼びかけ、「警報の内容」や「避難の指示」をみなさんにお伝えします。また、市職員や消防機関により、みなさんの避難誘導を行います。



※ 警報とは・・・国内で武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合などに、どのようなことが、どこで発生した、あるいは発生するおそれがあるのか、また、みなさんにどのような行動をとってほしいのかといった内容を、国が国民に発令するものです。



警報伝達の際に流れるサイレン音は、内閣官房国民保護ポータルサイト  
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-indexhtml>  
で確認することができます。

※ 避難の指示とは・・・国から本市が避難を要する地域と示された場合に、県が定める避難の経路や交通手段、その他避難方法をみなさんにお伝えするものです。

### 【警報が発令されたら】

#### 《屋内にいる場合》

- ドアや窓を全部閉め、ガス・水道・換気扇を止めましょう。
- ドア・壁・窓ガラスから離れて座りましょう。



#### 《屋外にいる場合》

- 近くのビルなど堅ろうな建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自動車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。  
やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨げとならないようにしてください。

※ 次の指示が出されるまで、テレビやラジオを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。

## 【避難の指示が出されたら】

### 《みんなの避難方法》

避難の指示には、屋内への避難、市内での避難、市外への避難などの種類があります。みんなの安全を守るために事態の状況に応じて指示が出されるので、落ち着いて行動してください。

	想定される場面	避難の方法
<b>屋内への避難</b> 	弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突然的に発生した場合など	<ul style="list-style-type: none"><li>できるだけビルなどコンクリート造りの堅ろうな施設や地下街などに避難</li><li>事態の推移、被害の状況などに応じ、他の安全な地域に移動</li></ul>
<b>市内での避難</b> 	移動の安全が確保され、時間的に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"><li>できるだけ徒歩で避難施設に避難</li><li>遠方への避難が必要な場合は、できるだけ徒歩で一時集合場所へ移動し、バスなどにより避難</li></ul>
<b>市外への避難</b> 	大規模な着上陸侵攻など広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、広域避難が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"><li>できるだけ徒歩で駅、港湾などに集合し、鉄道、船舶など指定された公共交通機関により避難</li><li>できるだけ徒歩で一時集合場所へ移動し、バスなどにより避難</li></ul>

### 《避難施設へ避難する場合に留意する事項》

- ガスの元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。
- パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸締りをしましょう。
- 近所の人に声をかけ、助け合いながら避難しましょう。
- 避難の経路や交通手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。



## 救 援

市は、県や関係機関などと協力して収容施設の供与、生活必需品の給与、安否情報の収集・提供などの救援活動を行います。

### ※ 安否情報の収集・提供

個人情報の保護に配慮し、国、県、市町村が連携しながら、行方不明になったり、家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や整理、回答を行うことっています。



## 武力攻撃災害への対処

市は、国や県などと協力して、武力攻撃や大規模テロなどに伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

### 【主な措置の内容】

退避の指示 警戒区域の設定	生活関連等施設の安全確保	放射性物質等による汚染の拡大防止	消防活動
目前の危険を避けるため、一時的な退避の指示や立入制限(禁止)などを命じる区域の設定を行います。 	ダムや発電所などの生活関連等施設に対し、警備の強化など安全確保のための措置を行うよう要請します。 	放射性物質等による汚染が発生した場合には、汚染の拡大を防止するための措置を講じます。 	武力攻撃災害を防御するため、消火活動及び救助・救急活動を行います。 

### 消防団のみなさんへ

武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、災害への対処について、消防団のみなさんに期待される活動には次のものがあります。

- 消火活動などの災害の防御
- 消防警戒区域の設定
- 常備消防の活動支援
- 負傷者の応急手当
- 被災情報の収集 など



また、災害への対処以外にも警報や避難方法の市民への伝達や避難住民の誘導について消防団の活躍が期待されています。

※ これらの活動は、攻撃による危険がなく、安全が確保されたなかで行うことになっています。

## 国民保護での住民、ボランティアの協力

武力攻撃災害から多くの方を守ることができるよう、みなさんに次のようなご協力をお願いすることができます。

### 1 避難住民の誘導

- ・高齢者や障害者が避難する際の援助
- ・家庭や学校などにおける安否確認 など

### 2 避難住民等の救援

- ・食料、飲料水などの配布
- ・炊き出しの実施 など

### 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助など

- ・消火のための水の運搬
- ・救助のための資機材の提供 など

### 4 保健衛生の確保

- ・健康診断の実施
- ・衛生広報用パンフレットの配布 など

※ みなさんのご協力は、自発的な意思にゆだねられるものです。

市は、協力していただく方の安全確保に十分配慮します。

## 日頃からの備え

### 非常持出品・非常備蓄品の準備

地震などの自然災害の備えと同様に、避難しなければならないときに持ち出す非常持出品やその後の数日間を自活するための非常備蓄品を準備しておきましょう。

また、下記に示している例のほか、必要な非常持出品などを、普段から話し合っておきましょう。

非常持出品	非常備蓄品
避難する時に持ち出す最小限の必需品。 欲張りすぎると避難にも支障があるので注意しましょう。 重さの目安は男性で15kg、女性で10kg程度。	救援物資が届くまでの数日間を自活するためのもの。 最低でも3日分、できれば5日分は用意しましょう。
《例》	《例》
携帯ラジオ	非常食 ※そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるものが便利。
懐中電灯・ろうそく	アルファ米・レトルトのごはん
ヘルメット・防災ずきん	インスタントラーメン
非常食（カンパンなど）・水	みそ汁
生活用品（ライター、缶切り、ビニール袋など）	チョコレート
衣類（下着、上着、タオルなど）	水（目安：1人1日3ℓ）
救急薬品・常備薬（ばんそうこう、消毒薬など）	卓上コンロ・ガスボンベ・固形燃料
小さな子供がいる家庭は ミルク、ほ乳びん、紙おむつ、	洗面具・生理用品
	ビニール袋・ビニールシート・新聞紙

※ アルファ米・・・一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食として活用できる。

### 緊急時連絡先などの確認

武力攻撃や大規模テロなど、また自然災害などの緊急時に備えて、家族の連絡先や避難場所、安否の確認方法その他緊急時に必要な連絡先などについて家族全員で話し合い、確認しておきましょう。

### 訓練への参加

国民保護に関する避難や救援などの訓練が実施されたときには、地域や職場で積極的に参加し、実際に武力攻撃や大規模テロなどが発生した際に、落ち着いて行動ができるようにしましょう。



### 武力攻撃や大規模テロに関する通報

平素、武力攻撃や大規模テロなどに関して不審な点（人物、車両など）に気づいた場合は、警察などに速やかに通報してください。

また、これらの事態の発生に伴う火災などの災害の兆候を発見した場合は、消防や警察に速やかに通報してください。

みなさんのご協力が、テロなどの未然の防止や被害の最小化につながります。ぜひともご協力を願いいたします。

# 国民保護に関する基本指針・計画

平成16年9月に国民保護法が施行された後、平成17年3月に国において、国民の保護に関する基本指針（基本指針）が定められました。

これに基づいて、平成17年度に都道府県、指定行政機関、指定公共機関などが、それぞれ「国民保護（業務）計画」を作成し、姫路市においては、県の計画に基づき、平成19年3月に「姫路市国民保護計画」を作成しました。

## 計画作成の流れ



※ 指定行政機関・・・内閣府など国民保護措置を実施する国の行政機関のうちの中央行政機関

※ 指定公共機関・・・独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公益的事業を営む法人で政令及び公示で指定

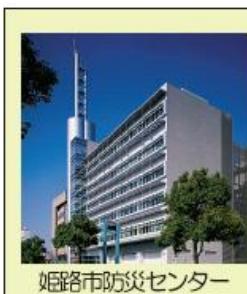
※ 指定地方公共機関・・・県内において、ガス、輸送、医療、放送その他の公益的事業を営む法人で、県知事が指定

国民保護に関する詳しい情報は、下記のホームページでご覧ください。

- 内閣官房国民保護ポータルサイト  
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 兵庫県の国民保護  
[http://web.pref.hyogo.jp/town/cate3\\_221.html](http://web.pref.hyogo.jp/town/cate3_221.html)
- 姫路市の国民保護  
<http://www.city.himeji.lg.jp/s100/2239593>



このマークは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章です。



姫路市防災センター

■ 姫路市消防局危機管理室 国民保護担当

〒 670-0940

姫路市三左衛門堀西の町3番地

電話 079-223-9598

FAX 079-223-9541

E-mail [kokuminhogo@city.himeji.hyogo.jp](mailto:kokuminhogo@city.himeji.hyogo.jp)